

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	龍ヶ崎市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護に関する事務では、総合福祉システム利用契約をしているが、利用先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和5年10月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>龍ヶ崎市に居住している方からの相談・申請を受け、その困窮の程度に応じて、生活保護法に基づき、生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①生活保護の決定及び実施②生活保護の申請の受理③生活保護の申請に係る事実についての審査④職権による生活保護の開始若しくは変更⑤生活保護の停止若しくは廃止⑥保護に要する費用の返還⑦徴収金の徴収⑧就労自立給付金の支給に関する事務⑨進学準備給付金の支給に関する事務⑩生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携 <p>【社会保険診療報酬支払基金への委託事務】</p> <ul style="list-style-type: none">⑪医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の管理・本人確認事務・機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム、統合専用端末、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項及び第2項・番号法第9条別表第一の15の項 個人番号が利用することができる事務のうち生活保護に関する事務(保護決定及び実施等)が「都道府県知事等」の項
・生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号) 第80条の4	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・番号法第19条別表第二 <p>【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26)</p> <p>【番号法第19条第8号及び別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部 保護課 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 保護課 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 4②法令上の根拠	(番号法第19条第7号及び別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠) :第19条(情報提供の根拠) :第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26-4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58条、第59条の2の2、第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未発出	(番号法第19条第7号、番号法第19条第8号及び別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠) :第19条(情報提供の根拠) :第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26-4、27、28、32、33、35、39、44、44-4、47、52、53、55、58条、第59条の2の2、第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未発出	事後	情報提供の根拠に記載漏れ修正変更
	I 5①部署 ②所属長の役職名	福祉部 生活支援課 生活支援課長 松本 博実	福祉部 保護課 保護課長 山崎 正尚	事後	令和5年4月1日付、機構改革に伴う課名の変更、人事異動に伴う所属長の変更があったため
	I 7請求先	福祉部 生活支援課	福祉部 保護課	事後	令和5年4月1日付、機構改革に伴う課名の変更があったため
	I 8連絡先	福祉部 生活支援課	福祉部 保護課	事後	令和5年4月1日付、機構改革に伴う課名の変更があったため
	II 1 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
	II 1 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年10月1日	I 1②事務の概要	龍ヶ崎市に居住している方からの相談・申請を受け、その困窮の程度に応じて、生活保護法に基づき、生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理	龍ヶ崎市に居住している方からの相談・申請を受け、その困窮の程度に応じて、生活保護法に基づき、生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の支給に関する事務 ⑨進学準備給付金の支給に関する事務 ⑩生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携 【社会保険診療報酬支払基金への委託事務】 ⑪医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の管理・本人確認事務・機関別符号の	事後	医療扶助オンライン資格確認開始に伴う見直しのため
令和5年10月1日	I 1③システムの名称	生活保護システム、中間サーバ	生活保護システム、統合専用端末、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ等	事後	同上
令和5年10月1日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 :個人番号が利用することができる事務のうち生活保護に関する事務(保護決定及び実施等)が「都道府県知事等」の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	・番号法第9条第1項及び第2項 ・番号法第9条別表第一の15の項 個人番号が利用することができる事務のうち生活保護に関する事務(保護決定及び実施等)が「都道府県知事等」の項 ・生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第80条の4	事後	同上
令和5年10月1日	I 4②法令上の根拠	(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26) (番号法第19条第7号、番号法第19条第8号及び別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠) :第19条(情報提供の根拠) :第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26-4、27、28、32、33、35、39、44、44-4、47、52、53、55、58条、第59条の2の2、第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未発出	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26) 【番号法第19条第8号及び別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120)	事後	同上
令和5年10月1日	I 5①部署 ②所属長の役職名	福祉部 保護課 保護課長 山崎 正尚	福祉部 保護課 保護課長	事後	同上
令和5年10月1日	I 7請求先	福祉部 保護課	福祉部 保護課 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	同上
令和5年10月1日	I 8連絡先	福祉部 保護課	福祉部 保護課 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	同上
令和5年10月1日	II 1いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	同上
令和5年10月1日	II 2いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	同上